

令和5年度林業労働環境改善支援事業



林業現場における労働環境の改善や
事業の合理化に向けた取組みを支援します！



対象となる事業

■ 対象事業

労働環境の改善

- 林業現場における福利厚生の充実に向けた取組み
(例 休憩施設の導入、シャワー室の導入 など)

事業の合理化

- 生産性の向上等に向けた取組み
(例 スマート林業推進のための講習会受講、
経営改善や所得向上に向けたコンサルタントの導入 など)



■ 対象者

- 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づく認定事業主
- 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づく意欲と能力のある林業経営者

■ 補助率等

- 補助率 1/2、補助額上限：50万円/事業体**



■ 注意事項

- 他の補助金、交付金、負担金、その他の支援を受けている、又は受ける見込みの場合は対象外となりますのでご注意ください

申請の流れ

- 補助金交付申請書（規則別記様式第1号、様式第1号、様式第2号）の準備
- 県のホームページからダウンロードしてください
<https://www.pref.yamagata.jp/140023/shinrin/roudoukankyo.html>

■ 申請方法

- 「申請書」と「積算根拠資料の写し」を、森林ノミクス推進課まで郵送又は電子メールにより提出してください

■ 提出期限

- 令和5年12月末日（予算枠に達し次第、募集終了）**

■ 交付決定

- 申請内容を審査のうえ決定し、お知らせします



問合せ・提出先

山形県庁森林ノミクス推進課
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
(代表メール) ymorimiku@pref.yamagata.jp

要領、様式等は
こちら（県HP）

